

**愛媛県原子力発電施設等立地地域の
振興に関する計画**

平成14年10月

目 次

I	原子力発電施設立地地域の内容	1
1	伊方原子力発電所の名称及び内容	1
2	立地地域の範囲	1
II	立地地域の振興の基本方針	3
1	立地地域の現状と問題点	3
(1)	立地地域に関する基本的な事項	3
①	立地地域の概要	3
ア	立地地域の自然的経済的社会的諸条件の概要	3
イ	立地地域におけるこれまでの電源三法交付金制度の適用、 地域振興施策の状況	4
ウ	産業構造の変化、地域の経済的な産業立地特性、各種総合 計画における位置付け等に配慮した立地地域の社会的・ 経済的発展の方向性	6
②	人口及び産業の推移と動向	10
ア	人口の推移と今後の見通し	10
イ	産業構造、各産業別の現況と今後の動向	13
③	立地地域の行財政の現状	15
ア	財政状況	15
イ	施設整備水準の現況と動向	15
(2)	問題点の整理	16
①	交通施設及び通信施設の整備	16
②	農林水産業、商工業その他産業の振興	18
③	生活環境の整備	20
④	高齢者の福祉その他の福祉の増進	21
⑤	防災及び国土の保全に係る施設の整備	21
⑥	教育及び科学技術の振興	23
2	立地地域の振興の基本的方針	23
(1)	立地地域の町総合計画における基本方針	23
(2)	立地地域の町総合計画における共通目標	25
(3)	立地地域の目指すべき基本的方向	25
(4)	立地地域の振興の基本目標	28

Ⅲ	基幹的な道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備	31
1	交通施設及び通信施設の整備の方針	31
2	基幹的な道路の整備	31
3	交通確保対策	32
4	交通安全対策	32
5	港湾の整備	32
6	電気通信施設の整備	32
7	情報化の推進	33
Ⅳ	農林水産業、商工業その他の産業の振興	34
1	産業振興の方針	34
2	農林水産業の振興	35
3	農道、林道及び漁港関連道の整備	35
4	地場産業の振興	36
5	企業の誘致対策	36
6	起業の促進	36
7	商業の振興	37
Ⅴ	生活環境の整備	38
1	生活環境の整備の方針	38
2	簡易水道施設、下水道施設の整備	38
3	廃棄物処理施設の整備	38
Ⅵ	高齢者の福祉その他の福祉の増進	39
1	高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針	39
2	高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	39
3	児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	39
Ⅶ	防災及び国土の保全に係る施設の整備	41
1	防災の方針	41
2	国土保全の方針	41
3	消防救急施設	41
4	治山・治水対策	42
5	原子力地域防災の増強に資する諸措置の整備	42
	(1) 原子力地域防災増強の基本方針	42
	(2) 原子力地域防災の増強の内容	42

VIII 教育及び科学技術の振興	45
1 教育の振興の方針	45
2 公立小中学校等教育施設の整備	45
3 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	45
4 科学技術の振興の方針	45
事業一覧	47

愛媛県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画

I 原子力発電施設立地地域の内容

1 伊方原子力発電所の名称及び内容

愛媛県では、昭和52年9月に営業運転を開始した四国電力㈱伊方原子力発電所1号機（56万6千kW）、昭和57年3月に営業運転を開始した同2号機（56万6千kW）及び平成6年12月に営業運転を開始した同3号機（89万kW）が伊方町に立地している。

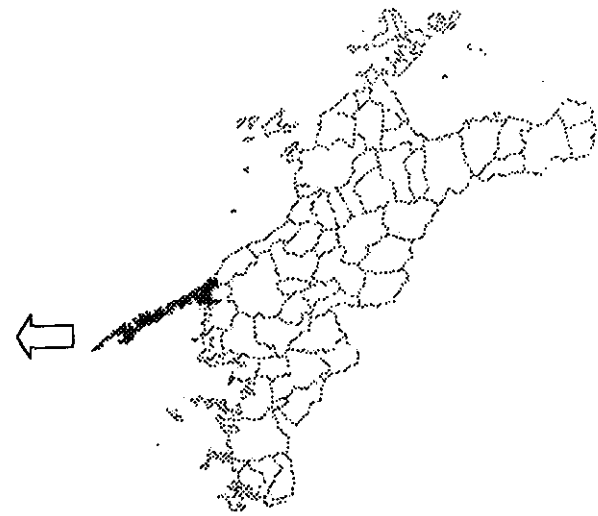
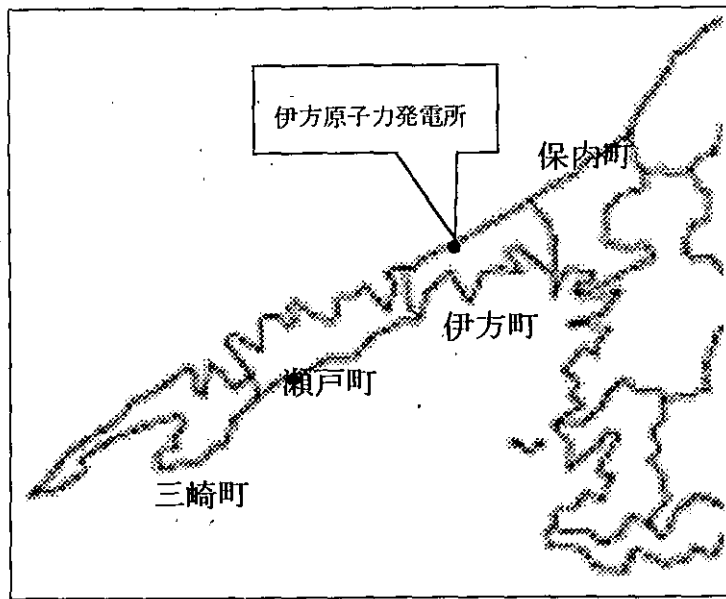
伊方原子力発電所1号機、2号機及び3号機の総発電電力量は、平成13年度実績で約140億kWhで、県内電力使用量の約1.6倍にあたり、四国地方の電力の約40%にあたる。

○施設の概要

	1号機	2号機	3号機
原子炉型式	PWR (加圧水型軽水炉)	PWR (加圧水型軽水炉)	PWR (加圧水型軽水炉)
認可出力	56万6,000kW	56万6,000kW	89万kW
電源開発調整審議会決定年月日	昭和47年 2月25日	昭和50年 3月17日	昭和58年 3月18日
原子炉等設置(変更)認可年月日	昭和47年11月29日	昭和52年 3月30日	昭和61年 5月26日
着工年月日	昭和48年 6月15日	昭和53年 2月21日	昭和61年11月 1日
営業運転開始年月日	昭和52年 9月30日	昭和57年 3月19日	平成 6年12月15日
建設費用	780億円	1,210億円	3,142億円

2 立地地域の範囲

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第1項に基づく原子力発電施設等立地地域（以下「立地地域」という。）は、原子力発電所が立地する伊方町及び伊方町に隣接する保内町、瀬戸町、さらに、隣々町であり、これらと同じ佐田岬半島の先端に所在する三崎町の4町である。



Ⅱ 立地地域の振興の基本方針

1 立地地域の現状と問題点

(1) 立地地域に関する基本的な事項

①立地地域の概要

ア 立地地域の自然的経済的社会的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

立地地域の4町は、本県西部から豊後水道に突出した日本一細長い半島である佐田岬半島（全長40km、最大幅6.4km、最小幅0.8km）を構成している。

それぞれの町が、北側では瀬戸内海、南側では宇和海と2つの海に接し、海岸線は典型的なリアス式を形成している。この地域は、昭和31年5月に瀬戸内海国立公園に、昭和42年1月に佐田岬半島宇和海県立自然公園に指定され、屈曲に富む海岸線、海食崖、奇岩等を有する景勝地として知られる一方、半島の主軸を平均標高300m級の山脈が走るため、全般的に平地が少なく、傾斜地が大半を占めている。

(イ) 経済的条件

立地地域の交通網としては、佐田岬半島を東西に貫く国道197号（昭和62年12月開通、通称：メロディーライン）や国道378号が、佐田岬半島先端から当地方の中心地である八幡浜市や県庁所在地（松山市）に向かう交通の大動脈となっているほか、佐田岬半島の突端にある三崎港は、フェリー航路による九州への最短ルートの四国側の拠点として重要な港湾となっている。

また、立地地域は、第一次産業就労者の構成比が県平均を大きく上回り、かんきつ栽培と漁業を主とする農水産業が主要産業である。うんしゅうみかんや夏みかん、いよかんなどは、全国屈指の生産量を誇る愛媛県でも有数の生産地となっているほか、古くから、豊かな水産資源を活用し、一本釣りや底びき網漁などの漁業が盛んな地域でもある。

(ウ) 社会的条件

立地地域の4町は、行政区域としては西宇和郡に位置し、藩政時代には

宇和島藩に属していたことなどもあり、古くから歴史文化を共有しているほか、主として、国道197号によって住民の相互交流を行うなど、極めて強い一体性を持っている。

また、地域内の4町等が主体となって有線テレビジョン放送事業を実施し、地域の情報を中心にした自主番組を放送するなど、地域内の情報交流や、コミュニティ活動も活発である。

さらに、4町はいずれも電源立地促進対策交付金や電源立地特別交付金の交付対象自治体であり、四国地域における最大の電源供給地域として、生産活動や住民生活等を支え、社会に貢献してきたという自負を共有している。

イ 立地地域におけるこれまでの電源三法交付金制度の適用、地域振興施策の状況

(ア) 電源三法交付金制度の適用

電源三法交付金制度の適用実績（昭和49年度～平成13年度）としては、約174億円が立地地域に交付されている。

このうち、交付金額の約7割を占める電源立地促進対策交付金は約120億円が交付され、産業振興施設、教育文化施設、道路、環境衛生施設など公共施設の整備が進み、生活環境が向上している。

また、電源立地特別交付金のうち原子力発電施設等周辺地域交付金枠では約24億円が、原子力発電所の周辺地域の家庭や企業等に対し、電気料金引き下げのための給付金として交付されており、家庭生活や企業の生産活動に大きく寄与している。

同じく、電力移出県等交付金枠では3億円が交付され、企業導入や産業近代化に係る事業、教育文化施設の運営や簡易下水道の整備など、地域住民の福祉対策に係る事業に充当されている。

さらに、広報・安全等対策交付金は約19億円が交付され、周辺地域住民の原子力発電施設に関する知識の普及や安全確保に係る事業などが実施されている。

このほか、原子力発電所の立地市町村の長期的な振興を図る原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金や、地域産業の発掘、育成を支援するための電源地域産業育成支援補助金等が交付されるとともに、電源三法交付金以外でも、原子力災害対策施設整備費交付金の交付を受け、原子力災害が発生した場合の対策拠点施設となる愛媛県オフサイトセンターが伊方

町に建設されている。

このように、電源三法交付金を活用して、立地地域の生活環境や社会基盤の整備、産業の育成が図られているものの、まだまだその効果が十分発揮されておらず、今後とも、多様化する地域の課題に適切に対処し、立地地域の恒久的な振興を図るため、新規産業の創出や雇用の確保、定住促進や高齢化問題等に対応するための諸施策の総合的、計画的な展開が必要である。

電源三法交付金の交付実績（昭和49年度から平成13年度）

（単位：百万円）

	県合計	地域計	内 訳			
			保内町	伊方町	瀬戸町	三崎町
電源立地促進対策交付金	11,960	11,960	2,518	6,226	2,518	698
電源立地特別交付金	6,963	2,689	842	1,280	260	307
原子力発電施設等周辺地域交付金枠	2,438	2,389	782	1,130	200	277
電力移出県等交付金枠	4,525	300	60	150	60	30
広報・安全等対策交付金	1,870	509	62	369	62	16
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金	1,864	1,864	0	1,864	0	0
電源地域産業育成支援補助金	303	188	4	149	13	22
その他	6,494	185	78	107	0	0
計	29,454	17,395	3,504	9,995	2,853	1,043

（イ）地域振興施策の状況

a 過疎地域自立促進特別措置法

平成12年に施行された過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。

同法に基づき、愛媛県では、平成12年に「過疎地域自立促進方針」及び「過疎地域自立促進計画」（計画期間：平成12～16年度）を策定し、過疎市町村の自立促進を支援している。

立地地域において、過疎地域の指定を受けているのは、瀬戸町と三崎

町の2町であるが、両町では、それぞれ過疎地域自立促進計画を策定し、基幹産業である農水産業の振興、交通通信体系の整備、少子高齢化対策の促進、地域特性を生かした地域間交流の促進等を進め、地域の自立促進を図っている。

b 半島振興法

半島振興法は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等の制約から、他の地域に比べ低位にある半島地域の産業基盤及び生活環境の整備等を、広域的かつ総合的に実施するための施策を講じ、地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的に、昭和60年から施行されている。

愛媛県では、同法に基づき、立地地域の4町を含む6市町が「佐田岬地域」として指定され、地域をつなぐ総合交通網の整備、かんきつ農業と水産業を核とした先進農水産業地域の形成、農水産業と連携したファミリーレジャー型観光レクリエーション基地の整備、地域の将来を担う人材の育成などによる地域振興に取り組んでいる。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な産業立地特性、各種総合計画における位置付け等に配慮した立地地域の社会的・経済的発展の方向性

(ア) 産業構造の変化

第一次産業では、農林水産業の全てにわたり、担い手の高齢化、後継者不足、農林水産物の価格低迷等により、就業者数、生産額ともに減少している。

特に、農業は、平地が極端に少なく、傾斜地が多いことから、4町ともに、うんしゅうみかんや夏みかん、いよかんなどの栽培が中心であり、かんきつ栽培の盛んな本県においても屈指の生産地であるが、一戸当たりの経営面積は狭い。

また、林業は農業との兼業が大部分であり、林業を主業とする林家は極めて少ない。

さらに、水産業は、一本釣りや底びき網、定置網等による沿岸漁業が主であり、総じて小規模経営のものが多く、漁獲量はほぼ横這いの傾向にある。魚価の低迷等により経営は悪化しているが、近年、遊漁や養殖業のほか、魚のブランド化や小魚などを原料とした水産加工品の生産などにも力を入れている。

第二次産業では、保内町においては製造業の割合が高く、菓子や冷凍食

品、水産練製品などの企業が立地して、活発に生産活動を行っているが、その他の地域においては、縫製や食品加工などが見られるものの、規模は零細なものが多い。

第三次産業では、原子力発電所が立地している伊方町の総生産額が、立地地域の総生産額の約7割を占めている。また、立地地域の産業全体で見ても、第三次産業は就業者数、生産額ともに他の産業よりも高くなっている。原子力発電関係以外の業種については、零細なものが多く、低迷が続いているものの、国道197号などの開通による観光客やトラック便の増加に伴い、商業やサービス業での新たな展開もみられる。

(イ) 地域の経済的な産業立地特性

立地地域の発展の鍵となる経済的な産業立地特性として、次の5点があげられる。

a 自然、歴史文化など、豊富な観光資源

宇和海と瀬戸内海に囲まれた立地地域は、屈曲に富んだ美しいリアス式海岸や、宇和海と瀬戸内海を一望できるパノラマなど、他の地域には見られない美しく、特色ある自然環境に恵まれており、瀬戸内海国立公園や佐田岬宇和海県立自然公園の指定を受けている。

また、平家の落人伝説が息づく平家谷、明治の面影を残す町並み、天然記念物のあこう樹、四国最西端に位置する白亜の佐田岬灯台など、多くの歴史的、文化的遺産のほか、海に潜って貝藻類を採る「海士」や「伊方杜氏」に代表されるように、古くからの技も今に伝えられている。

また、近年では、各地にスポーツ施設やキャンプ場、飲食施設など、観光やレクリエーション施設が整備されるとともに、昔ながらの伝統行事に加えて、新しい体験交流イベントなども実施され、歴史ある文化と新しい文化にめぐり会える観光地域となっている。

b 全国に誇る山海の幸

立地地域は、全国屈指のかんきつ類の生産地である本県の中でも、うんしゅうみかんやいよかん、清見タンゴールやなつみかん等の屈指の生産地である。

また、立地地域の沿岸ではメバル、カサゴ等の根付魚やアワビ、サザエ等の磯根資源が豊富であり、さらに、半島先端部や瀬戸内海側では、一本釣りによるアジやサバなど、魚介類の宝庫でもある。

このような山海の幸の中には、東京や大阪などの消費地においてブラ

ンド品として通用するものもあり、今後も、ブランド化や高付加価値化の推進、流通経路の見直しやコストダウンのほか、これらを利用した郷土料理や土産品の開発などにより、全国へ広くPRできる特産品となることが期待される。

c 四国と九州の交流拠点

立地地域は、その幅およそ13.9kmの豊予海峡を挟んで、九州と対峙しており、九州への四国の西の玄関口として古くから重要視されてきた。特に、国道197号や国道378号の開通以来、県都松山市から佐田岬半島を経由して九州へ至る海上輸送の需要が急増しており、今後、その中継基地としての役割がますます増大するものと予想されている。

また、立地地域は、均衡のとれた多軸循環型国土の形成を目指す太平洋新国土軸構想における四国側の重要な交流拠点となるとともに、物流機能を補完する多様な機能の整備により、太平洋新国土軸の一翼を担う海峡交流圏として、将来に向けて限りない可能性を秘めている圏域である。

d クリーンエネルギー導入の実践地

近年、地球環境を保全するとともに、石油などの化石燃料に偏ったエネルギー源の多様化を図るために、安全でクリーンなエネルギーとして、太陽光発電や風力発電といった新エネルギーの導入が全国で進められている。

立地地域においても、豊後水道に突出し、年中、季節風が吹いている佐田岬半島の地形を利用して、瀬戸町で、出力1,000kW級の風車11基の建設が進められており、平成15年度から発電が開始される予定となっている。伊方町や三崎町においても風力発電の計画が検討されている。

また、原子力発電も二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーであることから、これらの計画が実施されれば、立地地域は、クリーンエネルギーの一大メッカとして全国の先進地となり、地球環境保全への寄与のみならず、地域全体のイメージアップや観光面への波及効果も多大なものになると期待される。

e 都市住民との交流

立地地域の範囲の大部分を占める農漁村は、美しい自然、豊かな農産物や魚介類、歴史的、文化的資産を有していることから、都市住民の多様な余暇活動の受け皿としての役割を果たすことが期待される。

また、これらの地域資源を総合的、計画的に活用することにより、都市住民の余暇活動の場だけではなく、地域住民とのふれあいや交流を創出するとともに、ひいては都市住民の定住化へとつながるものと期待される。

このように、立地地域は、単なる利便性、経済性だけでは評価できない交流空間や定住空間としての資質を有しており、この地域のポテンシャルの高さを示している。

(ウ) 各種総合計画における位置付け

a 四国地方開発促進計画（第五次）（平成11年～平成22（27）年）

四国地方開発促進計画において、「住みよい生活空間の形成」のうち、「離島、半島地域の振興」の中で、

- ・半島循環道路をはじめとする道路、港湾等の交通基盤の整備推進
- ・地域の実情に応じた生活交通の維持
- ・美しい自然環境や伝統文化、特産品を生かした魅力ある広域的な観光ルートの形成

など、活力と魅力ある地域づくりを支援するための施策を展開していく必要性が明示されている。

b 第五次愛媛県長期計画（平成12年～平成22年）

21世紀初頭の愛媛づくりの総合的なビジョンとなる第五次愛媛県長期計画においては、「躍動えひめ」「共生えひめ」「快適えひめ」「活力えひめ」「交流えひめ」の5つを基本政策に掲げており、県民生活の向上につながる各種施策を明示しているが、特に、「快適えひめ」では、「原子力発電所の安全・防災対策の推進」として、地域と原子力発電所との共生を明示している。

また、立地地域については、次のように位置付けられている。

○大洲・八幡浜生活経済圏

立地地域は、県内を6つに区分した生活経済圏のうち、「大洲・八幡浜生活経済圏」に含まれ、地域ブランド化を目指した農林水産業や地域資源を活かした広域観光・レクリエーションの振興を図ることとしている。

○南予ライフランド広域交流圏

この圏域は、前述の「大洲・八幡浜生活経済圏」と「宇和島生活経済圏」を合わせた圏域であり、佐田岬半島など、美しい自然と歴史文

化資源等のネットワーク化を図り、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムなどを広域的に展開できる複合型レクリエーション・リゾートエリアの形成を目指すほか、九州地方との交流拠点としての基盤整備を進めることとしている。

○豊予海峡県際交流圏

「大洲・八幡浜生活経済圏」と「大分県大分臼杵圏」を中心とする海峡交流圏として位置付けており、当面は、広域観光ルートの形成、資源管理型漁業の推進、付加価値の高い農林水産品の開発促進などに取り組むこととしている。

c 佐田岬地域半島振興計画（平成7年～平成16年）

立地地域の4町を含む6市町を対象に策定された佐田岬地域半島振興計画において、地域をつなぐ総合交通網の整備、かんきつ農業と水産業を核とした先進農水産業地域の形成、農水産業と連携したファミリーレジャー観光型観光レクリエーション基地の整備、地域の将来を担う人材の育成等を推進する。

②人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

立地地域の人口は、平成12年国勢調査によると24,457人で、愛媛県全体の人口1,493,092人の約1.6%となっている。

この地域では、雇用の場が乏しいことなどから、若者層を中心とした地域外への著しい人口流出が続いているほか、少子化の進展に伴う自然減少もあり、昭和50年以降25年間で約24%も人口が減少している。

また、年齢階層別では、65歳以上の老年人口の割合が、各町とも20%をはるかに超え、立地地域全体では29.5%となっており、県全体の21.4%を大きく上回っている。

今後の立地地域全体における将来の人口については、本計画最終年次である平成22年の推計人口は、保内町が9,574人、伊方町が5,767人、瀬戸町が2,383人、三崎町が3,292人で、立地地域全体では14%程度の人口が減少すると推計されており、地域振興による若者層の定住促進対策や少子・高齢化対策などが緊急の課題となっている。

人口の推移と今後の見通し（立地地域、愛媛県全体）（単位：人、（ ）は％）

区 分	年 度	総 数	0～14	15～64	65～
立地地域	昭和50年	32,097	7,594 (23.7)	19,807 (61.7)	4,696 (14.6)
	昭和55年	30,687	6,532 (21.3)	19,230 (62.7)	4,925 (16.0)
	昭和60年	29,446	5,818 (19.8)	18,274 (62.0)	5,354 (18.2)
	平成2年	27,781	4,931 (17.7)	16,958 (61.1)	5,892 (21.2)
	平成7年	26,306	4,239 (16.1)	15,518 (59.0)	6,549 (24.9)
	平成12年	24,457	3,525 (14.4)	13,706 (56.1)	7,226 (29.5)
	平成22年	21,016	—	—	—
愛媛県全体	昭和50年	1,465,215	343,882 (23.5)	968,827 (66.1)	152,344 (10.4)
	昭和55年	1,506,637	341,262 (22.7)	990,401 (65.7)	174,729 (11.6)
	昭和60年	1,529,983	325,958 (21.3)	1,005,968 (65.8)	198,044 (12.9)
	平成2年	1,515,025	280,919 (18.5)	1,000,404 (66.1)	232,726 (15.4)
	平成7年	1,506,700	245,563 (16.3)	982,400 (65.2)	278,691 (18.5)
	平成12年	1,493,092	219,340 (14.7)	953,189 (63.9)	320,078 (21.4)
	平成22年	1,448,000	—	—	—

（注）出所は「国勢調査報告」

県全体の人口合計値には年齢不詳者数を含む。

4町の将来推計は各町の推計数値、県全体の将来推計は「都道府県将来推計人口」（国立社会保障・人口関連研究所）

人口の推移と今後の見通し（立地地域内訳）

（単位：人、（ ）は％）

町名	年 度	人 口				世帯数	備 考
		総 数	0～14	15～64	65～		
保内町	昭和50年	11,705	2,745 (23.5)	7,401 (63.2)	1,559 (13.3)	3,477	
	昭和55年	11,934	2,696 (22.6)	7,542 (63.2)	1,696 (14.2)	3,709	
	昭和60年	12,022	2,627 (21.9)	7,503 (62.4)	1,892 (15.7)	3,818	
	平成2年	11,721	2,280 (19.5)	7,344 (62.6)	2,097 (17.9)	3,872	
	平成7年	11,519	2,023 (17.6)	7,128 (61.9)	2,368 (20.5)	4,039	
	平成12年	10,921	1,727 (15.8)	6,596 (60.4)	2,598 (23.8)	4,011	
	平成22年	9,574	—	—	—	—	推 計
伊方町	昭和50年	8,965	2,287 (25.5)	5,537 (61.8)	1,141 (12.7)	2,501	
	昭和55年	8,502	1,964 (23.1)	5,342 (62.8)	1,196 (14.1)	2,728	
	昭和60年	8,163	1,719 (21.1)	5,109 (62.6)	1,335 (16.3)	2,642	
	平成2年	7,796	1,455 (18.7)	4,824 (61.9)	1,517 (19.4)	2,720	
	平成7年	7,149	1,210 (16.9)	4,266 (59.7)	1,673 (23.4)	2,595	
	平成12年	6,569	972 (14.8)	3,700 (56.3)	1,897 (28.9)	2,471	
	平成22年	5,767	—	—	—	—	推 計
瀬戸町	昭和50年	4,539	1,031 (22.7)	2,660 (58.6)	848 (18.7)	1,569	
	昭和55年	4,103	762 (18.6)	2,488 (60.6)	853 (20.8)	1,453	
	昭和60年	3,726	593 (15.9)	2,222 (59.6)	911 (24.5)	1,486	
	平成2年	3,316	499 (15.0)	1,848 (55.7)	969 (29.3)	1,367	
	平成7年	3,104	428 (13.8)	1,612 (51.9)	1,064 (34.3)	1,309	
	平成12年	2,813	351 (12.5)	1,342 (47.7)	1,120 (39.8)	1,253	
	平成22年	2,383	—	—	—	—	推 計
三崎町	昭和50年	6,888	1,531 (22.2)	4,209 (61.1)	1,148 (16.7)	2,137	
	昭和55年	6,148	1,110 (18.0)	3,858 (62.8)	1,180 (19.2)	2,081	
	昭和60年	5,535	879 (15.9)	3,440 (62.1)	1,216 (22.0)	1,963	
	平成2年	4,948	697 (14.1)	2,942 (59.4)	1,309 (26.5)	1,906	
	平成7年	4,534	578 (12.8)	2,512 (55.4)	1,444 (31.8)	1,856	
	平成12年	4,154	475 (11.4)	2,068 (49.8)	1,611 (38.8)	1,797	
	平成22年	3,292	—	—	—	—	推 計

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

立地地域における就業人口（平成12年）は11,827人で、第一次産業が3,413人（28.9%）、第二次産業が3,157人（26.7%）、第三次産業が5,257人（44.4%）となっている。愛媛県全体の構成に比べ、第一次産業の割合が高く、第三次産業の割合が低くなっている。

伊方原子力発電所1号機が運転を開始して3年後の昭和55年は、就業人口数14,841人で、その内訳は第一次産業5,855人（39.5%）、第二次産業3,952人（26.6%）、第三次産業5,034人（33.9%）であり、平成12年と比較すると、第一次産業は大幅に減少し、第二次産業は横這い、第三次産業は大幅に増加している。

立地地域における総生産額は、1,112億円（平成11年）で、第一次産業約62億円（5.6%）、第二次産業約205億円（18.4%）、第三次産業約845億円（76.0%）となっている。

立地地域の特徴としては、伊方町では、原子力発電所の立地により、総生産額のうち第三次産業の占める割合は88.6%と高くなっている。

第二次産業では、保内町において、菓子や冷凍食品、水産練製品などの食料品、木材、窯業などの製造業や建設業が盛んで、生産額は約110億円と立地地域全体の第二次産業の総生産額の半分以上を占めている。

立地地域における産業の就業人口及び総生産額では、第三次産業の占める割合が増加する一方、第一次産業の占める割合が減少し続けており、今後とも、少子・高齢化、若者層の流出などの課題が解決されない限り、この傾向が、さらに加速するものと予想される。

産業の推移（立地地域、愛媛県全体）

（単位：人、百万円、（ ）は％）

区分	年 度	第一次産業		第二次産業		第三次産業		合 計	
		就業人口	総生産額	就業人口	総生産額	就業人口	総生産額	就業人口	総生産額
立地地域	昭和50年	6,629 (44.0)	6,469 (21.9)	3,821 (25.4)	13,138 (44.6)	4,600 (30.6)	9,886 (33.5)	15,050	29,493
	昭和55年	5,855 (39.5)	7,611 (11.8)	3,952 (26.6)	18,465 (28.7)	5,034 (33.9)	38,268 (59.5)	14,841	64,344
	昭和60年	5,416 (37.8)	9,581 (9.6)	3,697 (25.8)	17,459 (17.4)	5,224 (36.4)	73,287 (73.0)	14,337	100,327
	平成2年	4,518 (33.4)	10,608 (11.3)	3,668 (27.1)	20,124 (21.4)	5,332 (39.5)	63,192 (67.3)	13,518	93,924
	平成7年	4,243 (32.1)	9,260 (7.3)	3,554 (26.9)	23,684 (18.8)	5,427 (41.0)	93,211 (73.9)	13,224	126,155
	平成12年	3,413 (28.9)	6,243 (5.6)	3,157 (26.7)	20,501 (18.4)	5,257 (44.4)	84,512 (76.0)	11,827	111,256
愛媛県全体	昭和50年	149,499 (21.9)	162,503 (9.5)	209,383 (30.6)	719,383 (41.8)	325,073 (47.5)	837,198 (48.7)	683,955	1,719,084
	昭和55年	131,558 (18.4)	188,185 (7.1)	218,969 (30.6)	1,015,354 (38.5)	364,395 (51.0)	1,435,061 (54.4)	714,922	2,638,600
	昭和60年	120,402 (16.7)	212,879 (6.3)	217,183 (30.2)	1,219,187 (35.8)	381,387 (53.1)	1,972,524 (57.9)	718,972	3,404,590
	平成2年	98,555 (13.7)	209,860 (4.9)	224,488 (31.2)	1,605,108 (37.1)	397,464 (55.1)	2,508,306 (58.0)	720,507	4,323,274
	平成7年	88,552 (12.0)	190,011 (3.8)	223,397 (30.4)	1,825,440 (36.2)	423,740 (57.6)	3,020,343 (60.0)	735,689	5,035,794
	平成12年	70,957 (10.0)	134,470 (2.7)	205,711 (29.1)	1,614,184 (32.9)	431,364 (60.9)	3,163,480 (64.4)	708,032	4,912,134

（出所）平成12年の総生産額は平成11年のデータ

就業人口は「国勢調査報告」、総生産額は「愛媛県市町村民所得統計」

産業の推移 (立地地域内訳)

(単位: 人、百万円、() は%)

		第一次産業		第二次産業		第三次産業	
		就業人口	総生産額	就業人口	総生産額	就業人口	総生産額
保内町	昭和50年	1,513 (27.9)	1,541 (16.3)	1,784 (32.9)	4,338 (45.7)	2,125 (39.2)	3,607 (38.0)
	昭和55年	1,323 (23.3)	1,733 (11.3)	1,996 (35.2)	6,884 (45.0)	2,353 (41.5)	6,682 (43.7)
	昭和60年	1,240 (22.0)	2,485 (11.8)	1,857 (32.9)	8,990 (42.6)	2,541 (45.1)	9,622 (45.6)
	平成2年	1,192 (21.2)	2,516 (9.9)	1,947 (34.5)	10,920 (43.0)	2,497 (44.3)	11,959 (47.1)
	平成7年	1,080 (18.6)	2,395 (7.8)	2,040 (35.1)	13,576 (44.4)	2,686 (46.3)	14,590 (47.8)
	平成12年	982 (18.3)	1,348 (5.0)	1,783 (33.1)	10,974 (40.3)	2,617 (48.6)	14,894 (54.7)
伊方町	昭和50年	1,959 (45.5)	2,378 (20.8)	1,345 (31.3)	6,324 (55.3)	998 (23.2)	2,740 (23.9)
	昭和55年	1,785 (41.8)	3,061 (7.9)	1,225 (28.7)	9,395 (24.4)	1,257 (29.5)	26,060 (67.7)
	昭和60年	1,693 (41.4)	3,716 (5.8)	1,043 (25.5)	4,481 (6.9)	1,353 (33.1)	56,381 (87.3)
	平成2年	1,439 (36.1)	3,982 (8.2)	1,007 (25.2)	3,356 (6.9)	1,545 (38.7)	41,498 (84.9)
	平成7年	1,269 (34.9)	3,069 (4.0)	874 (24.1)	4,135 (5.5)	1,490 (41.0)	68,515 (90.5)
	平成12年	991 (30.2)	2,119 (3.2)	847 (25.9)	5,523 (8.2)	1,436 (43.9)	59,451 (88.6)
瀬戸町	昭和50年	1,275 (62.2)	908 (28.9)	213 (10.4)	811 (25.8)	562 (27.4)	1,425 (45.3)
	昭和55年	1,029 (56.7)	994 (23.1)	277 (15.3)	1,175 (27.3)	509 (28.0)	2,136 (49.6)
	昭和60年	904 (51.4)	1,190 (19.2)	369 (21.0)	2,188 (35.3)	485 (27.6)	2,821 (45.5)
	平成2年	596 (43.7)	1,734 (22.8)	301 (22.1)	2,197 (28.9)	468 (34.2)	3,664 (48.3)
	平成7年	689 (47.9)	1,376 (17.3)	273 (19.0)	2,559 (32.1)	476 (33.1)	4,039 (50.6)
	平成12年	487 (41.2)	1,052 (15.0)	228 (19.3)	1,934 (27.6)	468 (39.5)	4,025 (57.4)
三崎町	昭和50年	1,882 (57.4)	1,642 (30.3)	479 (14.6)	1,665 (30.7)	915 (28.0)	2,114 (39.0)
	昭和55年	1,718 (55.7)	1,823 (29.3)	454 (14.7)	1,011 (16.2)	915 (29.6)	3,390 (54.5)
	昭和60年	1,579 (55.4)	2,190 (25.9)	428 (15.0)	1,800 (21.3)	845 (29.6)	4,463 (52.8)
	平成2年	1,291 (51.1)	2,376 (19.6)	413 (16.4)	3,651 (30.2)	822 (32.5)	6,071 (50.2)
	平成7年	1,205 (51.4)	2,420 (20.3)	367 (15.6)	3,414 (28.7)	775 (33.0)	6,067 (51.0)
	平成12年	953 (48.0)	1,724 (17.4)	299 (15.0)	2,070 (20.8)	736 (37.0)	6,142 (61.8)

③立地地域の行財政の現状

ア 財政状況

原子力発電所の立地による電源立地特別交付金など電源三法の各種交付金や、原子力発電施設に係る固定資産税収入は、立地地域の財政に大きなウェイトを占めている。特に、立地町である伊方町においては、財政力指数が1.00を上回っているほか、経常収支比率についても、県平均を10ポイント以上下回るなど、財政構造の弾力性は高い。しかし、その他の3町については、県の平均水準程度、あるいは、それ以下であり、厳しい財政運営となっている。

また、今後は、立地町である伊方町においても、これら関連収入の減少が見込まれることから、他の3町と同様に、より一層効率的な財政運営への取り組みが求められている。

町別財政状況

(単位：百万円、%)

	歳 入	歳 出	財政力指数 (H10～H12平均)	経常収支 比 率	公債比率
保内町	5,162	4,763	0.329	76.5	13.5
伊方町	8,732	7,512	1.361	68.0	12.0
瀬戸町	3,380	3,272	0.119	77.6	10.6
三崎町	3,596	3,445	0.129	80.9	16.0
県平均	—	—	0.300	79.3	13.8

(出所) 平成12年度地方財政状況調査

イ 施設整備水準の現況と動向

立地地域では、これまで原子力発電所立地に伴う税収や電源三法交付金の充当などにより、各種の社会基盤の整備が進められてきた。この結果、立地地域の整備水準のほとんどが、相対的に県の平均の水準よりも上回っている。しかしながら、地形的な制約や過疎化、集落の点在化等の問題により、県道、市町村道の道路改良率や下水道普及率などにおいて、県の水準を下回っている。

このため、今後は、自然環境の保全に配慮しながら、立地地域の自立的発展と地域住民の生活水準の向上につながる社会基盤整備を促進するとともに、立地地域が連携、協調し、既存施設の相互利用、有効活用に努める必要がある。

施設整備水準等の状況

(単位：％、戸)

	保内町	伊方町	瀬戸町	三崎町	県平均
道路（改良率）	37.9	34.6	54.4	33.6	49.7
国道	90.4	100.0	64.8	99.7	84.7
県道	79.6	81.9	41.7	37.5	57.7
市町村道	29.7	23.3	55.4	23.9	45.1
水道普及率	99.3	93.9	100.0	99.2	92.8
下水道普及率	5.7	0.0	0.0	0.0	44.7
し尿収集率	33.9	61.9	53.7	32.4	26.5
ごみ収集率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
保育所数	3	5	4	2	—
老人ホーム数	2	1	0	0	—
幼稚園数	1	0	0	0	—
小学校数	5	5	4	5	—
中学校数	1	1	1	3	—
公民館数	5	3	1	1	—
体育館数	1	1	1	1	—

(注) 道路改良率の数値は平成13年4月1日現在。

道路改良率の出典は、「愛媛の道路」（愛媛県土木部道路都市局道路建設課）を使用。

道路改良率は、車道幅員5.5m未満の規格改良済み及び公団管理、旧道、新道を含む。

また、自転車道は含まない。

(2) 問題点の整理

①交通施設及び通信施設の整備

ア 広域交通体系の整備

立地地域は愛媛県の西部に位置し、四国と九州を結ぶ重要なフェリー航路があり、海上交通の要衝となっていることから、今後、観光や物流の重要なルートとしての発展が期待されるが、四国の最西端に位置するという立地条件を生かし、九州とのアクセス力を強化する必要がある。

イ 基幹的な道路、港湾の交通施設

立地地域の海岸線は、典型的なリアス式海岸を形成するとともに、大部分が急傾斜地となっており、地形的な制約から陸上交通の整備が遅れている。また、

平地が少ないことから産業立地等は進んでおらず、経済力が弱く、雇用の場が少ない地域である。

しかし、かんきつ類や水産物の一大産地であり、他地域と結ぶ交通体系の整備が必要となっている。そのため、国道や県道、町道等の基幹的な道路の整備が、地域の活性化や均衡ある発展、生活利便性の向上を図るための重要な課題となっている。

また、鉄道施設のない佐田岬半島におけるもう一つの交通手段として、海上輸送が挙げられるが、そのうち三崎港については、佐田岬半島の先端に位置し、九州と四国を結ぶ南予地域の玄関港として利用されており、近年の四国縦貫自動車道や国道197号の整備によるアクセス網の改善で、四国と九州を最短時間で結ぶ物流フェリー航路の拠点として、重要性が高まってきているほか、新たな交流拠点として機能するためにも、港湾機能の強化が必要となっている。

ウ 交通確保・交通安全対策

立地地域は狭隘な道路が多く、高齢化率が極めて高い地域であるため、地域住民の身近な足となっている公共交通機関の整備充実を図り、日常生活における交通の利便性を高めていくため、生活交通の維持・確保対策を進めていく必要がある。

また、歩行者や自転車が安心して通行できる安全でゆとりのある道路や、バリアフリーに配慮した道路の整備が課題となっている。

さらに、国道197号、国道378号などの基幹道路や立地地域の生活道路が整備されることで、地域の交通事情の変化が予想されることから、この変化に的確かつ柔軟に対応できる住民の交通安全教育をはじめ、交通安全施設の整備等、長期的展望のもと、交通安全対策を計画的に推進する必要がある。

エ 情報・通信網

深刻化する過疎化、少子・高齢化、地域経済の停滞、国・地方公共団体の財政状況の悪化など、地域を取り巻く社会経済状況は厳しさを増している。このような中、今後、ますます多様化すると見込まれる住民ニーズに的確に対応し、住民生活の質的向上を図り、住民福祉を増進していくためには、情報通信技術を積極的に活用した施策の展開が有効と考えられる。

インターネットに代表されるように、情報通信技術を活用した情報交流は企業や行政ばかりでなく、個人レベルにまで広がっており、流通する情報量も飛躍的に増加している。

しかしながら、過疎等のいわゆる条件不利地域では、民間事業者による情報通信基盤の整備が進みにくいことが指摘されており、十分な情報通信サービス

が提供されない恐れやサービス提供時期の遅れ、提供されるサービス内容の低さが懸念されている。

また、基盤整備が進んでも、個々の地域住民が情報通信革命の急速な展開に取り残されることにより、ビジネスチャンスや生活の改善等に有益な情報を取り逃がすなど、その恩恵を享受できないことが懸念される。

このため、高速・大容量の情報通信基盤の整備をはじめ、ハード・ソフト両面からの施策を推進し、高度情報通信社会のメリットを誰もが享受できる地域社会づくりを進める必要がある。

②農林水産業、商工業その他産業の振興

ア 農業

立地地域の農業は、耕地面積の97%が樹園地で、かんきつに特化した地域であり、うんしゅうみかん、いよかん、甘夏かん等が主流を占め、全国有数の銘柄産地を形成している。また、以前は、常に水不足に悩まされていたが、南予用水事業の完成により、農業用水や生活用水が確保されるとともに、生産基盤の整備や経営の合理化、安定化が図られている。

しかしながら、就業者の農業以外への流出や高齢化の進展など、意欲や能力に優れた担い手の確保や育成が急務となっている。

また、近年のうんしゅうみかんの不安定な生産量、産地間競争の激化や消費者ニーズの多様化による価格の低迷、さらには、地質や地形の関係から、他の商品作物を見出し難い等の多くの課題を抱えている。

このような状況を踏まえ、適地適作を基本に、消費者ニーズに適合した優良品種の導入や農産物の高品質化、低コスト生産に努め、営農条件などの環境の整備を図るとともに、定住基盤条件である生活基盤の整備を進め、地域農業の振興と豊かな地域づくりを展開することが重要となっている。

イ 林業

立地地域は、小規模の農家林家が多くを占め、木材価格の長期にわたる低迷や森林所有者の高齢化等による採算性の悪化などから、森林所有者の林業への意欲が低下して、手入れされない森林が増加する傾向にあり、森林の持つ機能低下が懸念される状況となっている。

その一方で、水源のかん養や県土の保全機能、地球温暖化対策における効果等、森林の持つ多様な機能が見直されており、その保全、育成に対する県民の理解は深まりつつある。

このような状況を踏まえ、森林の多様な機能と公益性を確保し、その機能を

より高めるために、地域の実情にあった適正な森林作業の実施、消費者のニーズに応じたきのこ類などの特用林産物の生産、間伐材の活用、県産材の積極的な使用、木材の安定供給体制の整備等により、森林資源の維持、育成と林業の振興を図る必要がある。

ウ 水産業

立地地域は、根付魚や磯根資源など魚介類が豊富なことから、古くから漁業が盛んであり、水産業は当地の基幹産業として重要な役割を果たしてきた。しかしながら、近年、漁業就業者の減少や高齢化、漁業資源の減少に加えて、魚価の低迷など、水産業を取り巻く情勢は非常に厳しいものとなっている。今後は、水産資源の持続的利用を図りつつ、良質な水産物を効率的に供給するため、人工魚礁の設置や増殖漁場の造成とともに、漁獲から流通・加工までの一貫した水産物供給システムの構築が求められている。

また、漁港については、防波堤や物揚場などの整備により、安全で効率的かつ快適な生産流通活動に資する整備が強く求められている。

さらに、漁業集落排水施設の整備を併せて推進するなど、生活環境・労働環境の改善と漁場環境の保全が重要な課題となっている。

エ 地場産業

立地地域は、地形的に平地が乏しく、高速交通網へのアクセス等の制約から、産業立地条件に恵まれていないため、一部企業を除いては、食品加工業や縫製業等の中・小規模なものが立地している。

このため、これら食品加工業や縫製業等の地場産業の高付加価値化と地域ブランド化を促進する必要がある。

オ 企業誘致

立地地域の主産業である第一次産業の不振により落ち込んでいる地域経済の活性化を図り、若者が定住できる魅力ある地域を創造するために、優良な企業を立地地域へ誘致することが重要な課題となっている。

このため、企業立地のための各種優遇制度や優秀な人材の確保のほか、交通基盤や情報通信基盤の整備、従業員のための生活環境の整備など、企業誘致に向けて各種条件整備が求められている。

カ 起業

立地地域は、古くからかんきつ栽培や漁業など、第一次産業の盛んな地域であり、農水産物を利用した水産練製品の製造や半調理食品の加工、和洋菓子製

造などの食品加工関連産業が集積している。また、保湿性の高い木製食品容器の開発など、独自の分野で高い企画・開発力を持った企業も存在している。

しかしながら、一方では、全国と同様、本県においても開業率が廃業率を下回る逆転現象が続いており、特に、立地地域においては、高齢化・過疎化の進展も相まって、厳しい経済環境が続いていることから、立地地域の経済の活性化を図っていく上で、これからの産業社会の牽引役となる企業群を創出するため、起業の促進強化に取り組む必要がある。

キ 商業

立地地域の小売業は、1人当たりの年間販売額（平成11年商業統計）では、県平均1,040千円に対し、4町では524千円と低く、商店街の空き店舗率（平成13年度商店街実態調査）も17.4%と、県平均12.4%を5ポイント上回るなど、大変厳しい状況である。店舗面積1,000㎡を超える大型店は、保内町に1店あるのみで、他に具体的な出店の動きはないものの、地元購買率は、全県平均1.0に対し0.5と、住民の2人に1人が近隣市町村で消費していることになる。

このため、立地地域の人口減少や高齢化の進展、消費ニーズの低迷などに対応するため、地域産業の一つとして商業の振興を図る必要がある。

③生活環境の整備

ア 簡易水道設備、下水道設備

定住基盤の整備に当たっては、生活様式の高度化、多様化に対応するとともに、快適な生活環境の形成を図ることが必要である。

このため、特に、上水道、下水道の整備が重要な課題となっているが、近年の生活水準向上による水需要の増加により、引き続き使用水量が増加する見込みであり、小規模水源の有効利用、地下水の適正利用、用水相互の合理的配分の推進などにより、水を計画的、効率的に利用した上水道の整備を図る必要がある。

さらに、公共用水域の水質保全を図るとともに、自然との共生、循環型社会を構築するためには、下水道施設などの生活排水処理施設はナショナルミニマムとして必要不可欠であり、早急な整備が必要である。

イ 廃棄物処理

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルは、ごみ排出量の増大や質の多様化をもたらし、加えてごみ焼却に伴うダイオキシン類の発生や最終処分場の確保難の問題が起こっている。

このため、ごみ処理施設や循環型処理システムの整備、最終処分場の確保などに計画的に取り組むほか、産業廃棄物の適正な管理や処分に努める必要がある。

④高齢者の福祉その他の福祉の増進

ア 高齢者福祉

立地地域の高齢者（65歳以上）人口の割合は29.5%で、県全体の21.4%よりも8ポイント以上高く、県下の他地域に比べ高齢化が進んでいる。このため、地域住民が安心して定住できる地域づくりを進める上から、保健・福祉施設の整備、拡充を図るとともに、高齢者が各種サービスの提供を効率的に受けられるよう、サービス提供基盤の整備を図る必要がある。

イ 児童福祉

出生率の低下、核家族化の進行、女性の社会参加などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化している。特に、少子化は、子ども同士がふれあうことが少なくなり、自立心や社会性が育ちにくくなるといった弊害を生み出しているほか、経済や地域社会の活力低下などの原因にもなっている。

このような状況の中、子どもを安心して産み育てることができ、職業生活と家庭生活が両立できる環境づくりを進めるとともに、次代を担う子どもの健全育成や健康づくりを支援していくための体制を整備する必要がある。

ウ 保健・医療

少子・高齢化の進行、住民ニーズの多様化に対して、地域住民の満足度の高いサービスを提供するためには、保健・医療・福祉・教育などの機関連携が強く求められている。

このため、適切な機能分担及び情報提供、理念や目的の共有、連携促進のための基盤整備、住民の積極的な参画などを図ることが必要である。

⑤防災及び国土の保全に係る施設の整備

ア 消防・救急

急峻な地形、脆弱な地質、長い海岸線などの地理的特性を持つ本県においては、台風や豪雨などによる自然災害が発生する危険性が高く、また、都市化の進展や高齢者等の災害弱者の増加に伴い、地震や大規模災害などに対し、より多様で多面的な予防・復旧対策の充実が求められている。

このため、災害時における情報収集機能の強化など、危機管理体制を充実するとともに、治山・治水対策などにも取り組み、洪水や土砂災害等による被害を未然に防止する。

また、建物の耐震化や中心市街地の防災性向上など、災害に強いまちづくりを目指すとともに、万一、災害が発生した場合に備え、消防・救急搬送体制の強化に積極的に取り組むことが求められている。

特に、立地地域は、過疎化、高齢化が進展し、年々増加する救急需要に迅速・的確に対応するとともに、緊急災害時の対応力の強化が求められている。

イ 治山・治水

立地地域は、細長い半島に位置し、平地部がほとんどなく、山地が海岸付近まで迫っている。地質は、一帯が脆弱な三波川変成岩類に属していることから、豪雨時には、大規模な土砂災害を引き起こす可能性の高い地域である。そのため、土砂災害危険箇所が410箇所存在し、平成10年10月には三崎町において死者1名を出す土石流災害が発生している。これらの土砂災害危険箇所を整備するには、膨大な費用と時間がかかることから、整備水準はかなり低い状況である。

また、立地地域は、夏季には台風が頻繁に襲来し、豪雨に見舞われる地域であり、計画的、総合的な治山対策が求められている。

さらに、立地地域の河川は急流で、流路が短いため、洪水に際しては、流量が急増し、水害を起こしやすい特徴がある。特に、市街地を流れる河川が氾濫した場合、氾濫区域には、原子力防災上の防災拠点や避難施設となる役場、学校等の重要施設が含まれており、これら施設を水害から防御する必要がある。

ウ 原子力地域防災

原子力発電所の安全性の確保については、国が法的権限と責任を一元的に所管しているが、本県としても県民の健康と安全を守る立場から、必要な施策を強力に展開しているところである。

特に、近年、臨界事故や「もんじゅ」のナトリウム漏洩事故、敦賀1号機の一次冷却水の漏洩事故が発生しており、安全性確保のためのより一層の努力と地域住民の不安をなくすことが求められている。

今後、原子力発電所周辺住民の安全確保と周辺環境の保全を図り、原子力発電所の安全性・信頼性をより一層向上させるため、原子力防災訓練の充実・強化のほか、原子力災害に即応するための放射線防護資機材等の整備や、円滑な避難誘導を行うための標識や案内板の整備を進めていく必要がある。

⑥教育及び科学技術の振興

ア 公立小中学校教育施設

小中学校の教育施設は、児童、生徒の学習や生活の場であるとともに、災害発生時には、地域住民の避難場所とされており、より高い安全性が求められている。

このため、老朽化の進んでいる校舎や体育館などについては補修を行うとともに、特に、耐震性の劣る施設については、計画的に耐震工事を実施する必要がある。

イ 集会施設、体育施設、社会教育施設等

現在、地域住民一人ひとりが、学びたい時に学ぶことのできる多様な学習機会や学習成果を生かせる場づくりが求められている。

また、地域の大人と子どもがふれあいながら、様々な体験活動を行うことにより、豊かな人間性を育成していくことが重要である。

これらの活動拠点として、集会施設、体育施設、社会教育施設等の活用が求められており、地域の実情に応じて整備していく必要がある。

ウ 科学技術

21世紀を明るく活力ある時代へと切り開いていくためには、これまでの社会の枠組みを思い切って変革していくとともに、人々の様々な知恵を生かして、様々な課題を解決する新しい科学技術を創造し、産業の発展や県民生活の質的向上など、地域の活性化の原動力として活用していくことが大切である。

地域においても長期的な展望に立って、研究・技術開発能力の引き上げや研究成果の地域への還元を図るための施策に取り組む必要がある。

そのため、科学技術振興の基本である「人づくり」や、研究開発を促進する充実した基盤整備と研究成果を地域に波及させていくための仕組みを構築するとともに、研究機関相互、さらには、産学行の枠を越えた交流・連携ネットワークを形成する必要がある。

2 立地地域の振興の基本的方針

(1) 立地地域の町総合計画における基本方針

①保内町

○総合計画書の名称

第三次保内町総合振興計画

○計画期間

平成9年度～平成18年度

○将来像・テーマ

みかんと歴史とふれあいの町 保内

○基本方針

- ・夢を育むふるさとの基盤づくり (社会基盤整備)
- ・人間性豊かな人づくりと個性あふれる地域文化づくり (教育文化振興)
- ・地域の発展を支える活力ある産業づくり (産業振興)
- ・やすらぎと生きがいの社会づくり (保健福祉対策)
- ・潤いのある生活環境づくり (生活環境整備・防災対策)
- ・町民参加の町づくり (住民参加)

②伊方町

○総合計画書の名称

伊方町総合計画2001

○計画期間

平成13年度～平成22年度

○将来像・テーマ

笑顔あふれる郷土伊方町をめざして

○基本方針

- ・活力と自立の産業づくり (産業振興)
- ・安らぎと幸せの福祉づくり (保健福祉対策)
- ・教育と文化の人づくり (教育文化振興)
- ・定住の魅力あふれる生活環境づくり (社会基盤整備、生活環境整備・防災対策)
- ・町民参加のまちづくり (住民参加)

③瀬戸町

○総合計画書の名称

第4次瀬戸町総合振興計画

○計画期間

平成14年度～平成23年度

○将来像・テーマ

あしたに勇気と希望の風がふくまち 瀬戸町

○基本方針

- ・活力ある生産と就業の場が確保され、若者が定住できるまちづくり (産業振興)

- ・高齢者が住み慣れた場所で心豊かにいきいきと暮らせるまちづくり（保健福祉対策）
- ・豊かな自然と共生し、快適・安心・健康な暮らしが営めるまちづくり（社会基盤整備、生活環境整備・防災対策、保健福祉対策）
- ・温かい人情と豊かな文化が息づき、交流の輪が広がるまちづくり（教育文化振興）
- ・住民が主役となり、責任を持って育てるまちづくり（住民参加）

④三崎町

○総合計画書の名称

第3次三崎町総合振興計画

○計画期間

平成13年度～平成22年度

○将来像・テーマ

ふれあい みさきの創造

○基本方針

- ・ゆたかさと活力を創るまち（産業振興）
- ・健やかさとやすらぎを創るまち（保健福祉対策）
- ・うるおいと快適さを創るまち（生活環境整備・防災対策）
- ・人のかがやきと文化を創るまち（教育文化振興）
- ・ひろがりを創るまち（社会基盤整備）
- ・共生・協働・参画を創るまち（住民参加）

（2）立地地域の町総合計画における共通目標

立地地域4町の総合計画は、それぞれの町が抱える課題を見据えたものとなっており、それぞれの町で課題解決のために諸施策を展開しているところである。

これらの課題は、4町が地理的に佐田岬半島を構成し、古くから人的、文化的、経済的交流が活発であったことから共通している部分が多く、その施策内容は、①産業振興、②社会基盤整備、③生活環境整備・防災対策、④保健福祉対策、⑤教育文化振興、⑥住民参加に大別される。

また、それぞれの町においては、将来の合併を睨んだ施策展開が必要となっており、課題の解決のためには、広域的連携を視野に入れた取組みが重要である。

（3）立地地域の目指すべき基本的方向

立地地域は長年にわたり、愛媛県のみならず四国全体の地域発展に欠かせない安定した電力の供給地として、電源三法交付金等の活用により、社会資本の整備や産業の育成、教育文化の振興が図られており、一定の成果を上げているが、交通や情報通信など社会基盤や生活環境整備の立ち遅れ、農林水産業をはじめとする産業の

不振、急激な少子・高齢化の進展や若者層の流出など、なお数多くの課題を抱えている。

今後、社会環境や社会経済が大きく変化し、地方分権や合併が進展する中で、立地地域が自立的で長期的な発展を図っていくためには、それぞれの地域の特性を再確認し、自然や歴史文化、産業など、それぞれ特徴を持った地域資源を補完しあい、有機的に連携させることにより、今まで以上に一体的な圏域として活動する必要がある。

そして、立地地域全体が四国と九州、中国等西瀬戸地域、四国と東アジアの交流拠点という地理的特性を生かして、他の圏域との広域的なネットワークを形成し、人的交流、文化的交流、経済的交流を活発化させることによって、地域としてのアイデンティティを確立するとともに、地域の活性化を図っていくことが必要である。

立地地域の目指すべき基本的方向のコンセプト

伊予灘

県内中予、東予
地域との交
流・連携

立地地域内の地域資源を生かした連携・交流

保内町

県内他地域
との交流拠
点

県内南予
地域との
交流・連携

伊方町

原子力発電所の立
地町

瀬戸町

クリーンエネルギーの専
門

197

三崎町

九州圏域、西瀬戸圏域
東アジアとの交流拠点

九州、中国等、西瀬戸地域と
の交流・連携

宇和海

九州を経て、東アジア
までの交流・連携

(4) 立地地域の振興の基本目標

現在、立地地域には、早急に対処すべき数多くの課題が山積しているが、これら課題の中には、単独の自治体で取り組んでも解決できないものも多い。

さらに、今後、立地地域が一体的な圏域として長期的、自立的発展を図るためにも、地域として共通の目標を掲げ、一体的に取り組んでいく必要がある。

このようなことから、立地地域の振興の基本目標として、以下の3つを設定する。

【基本目標】

○広域ネットワーク基盤の形成

○産業振興のための基盤づくり

○生活環境基盤の形成

① 広域ネットワーク基盤の形成

立地地域は、今後、四国と九州を結ぶ新しい国土の大動脈である太平洋新国土軸における四国側の交流拠点となるだけでなく、海峡交流圏として、九州を経由しての東アジアに向けた国際性と四国、中国、九州のブロックを超える広域性を兼ね備えた交流、創造拠点として、将来に限りない可能性を秘めている地域である。

このため、立地地域と高速道路を結ぶ連絡道路となる大洲・八幡浜自動車道の整備を促進する。また、立地地域である佐田岬半島内の移動及び県内の他地域と佐田岬半島の移動に不可欠な国道197号と国道378号や主要港湾へのアクセス強化を図るため、周辺の道路網整備を含めた道路ネットワークを形成する。

② 産業振興のための基盤づくり

立地地域は、農林漁業が基幹産業となって発展してきていることから、これら産業基盤の整備を引き続き推進する。特に、かんきつ農業の高度化と経営基盤の強化、流通加工体制の整備、豊かな漁業資源に恵まれた豊後水道海域を活用した資源管理型漁業の推進を図るほか、水産練製品や果樹加工品をはじめとする付加価値の高い農林水産品の開発や地域ブランド化の促進など、食料、食品供給基地としての機能強化を図る。

また、佐田岬半島全域を観光資源として、国道197号を軸にした観光の振興を図る。特に、豊かな自然を体感できるスポーツ施設やキャンプ場、野外レクリエーション施設の整備を促進するとともに、第一次産業に関連したフード産業と結びつけた観光産業の育成を推進する。

さらに、別府温泉、湯布院など九州地域の観光地と、佐田岬半島をはじめとした愛媛県内の美しい自然景観や歴史文化遺産などの観光交流拠点のネットワーク

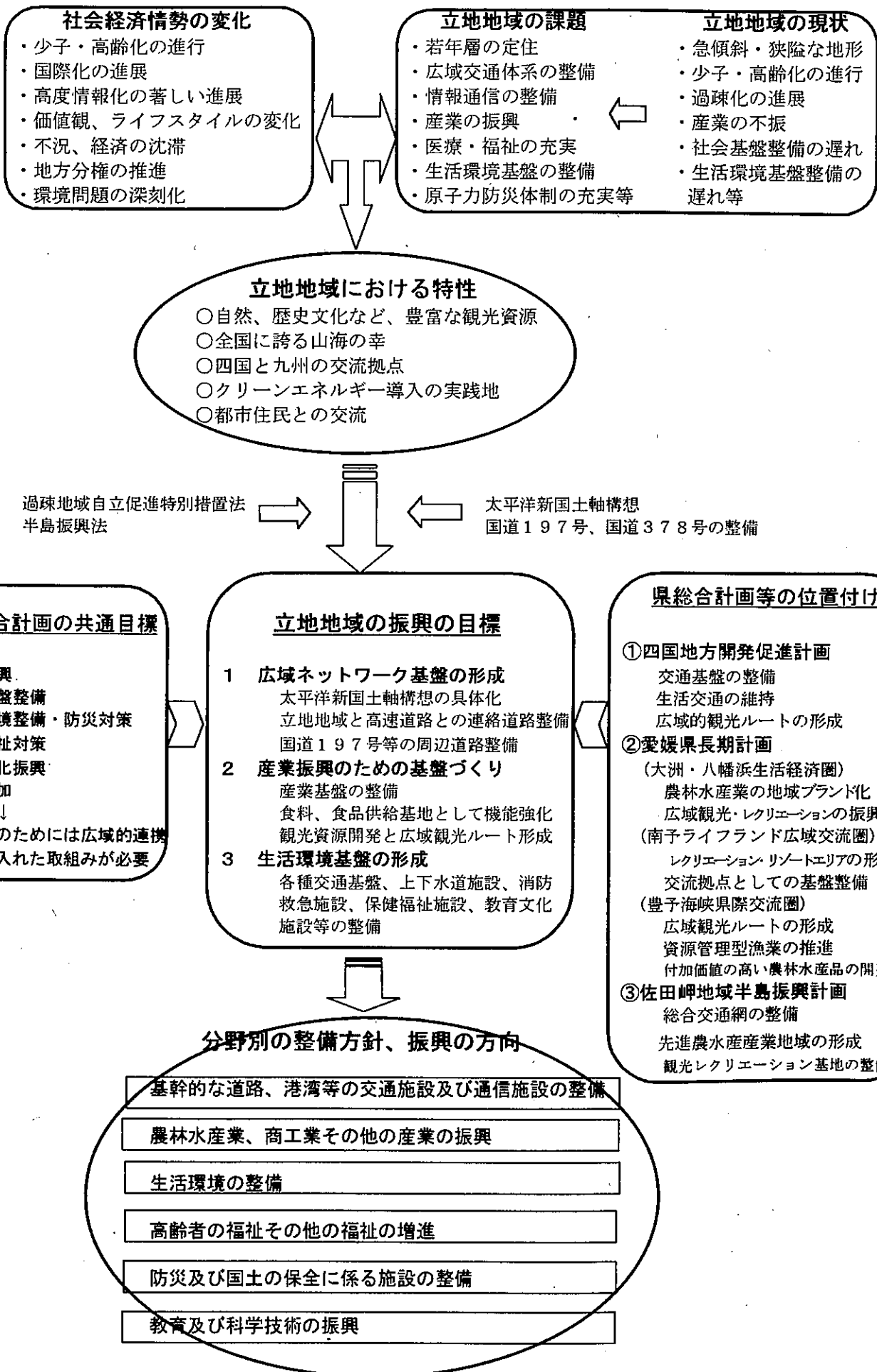
化による広域観光ルートの形成を図る。

③ 生活環境基盤の形成

立地地域においては、自然的条件による制約に加え、若者層の減少と高齢者の増加など、家庭環境、社会環境についても、他の地域との格差が広がっている。

安全で快適な生活環境の整備は、少子・高齢化や若者層の定住化、Uターン希望者の受入れなどには欠くことできない重要な要素であり、豊かな自然環境と調和した安全で、魅力的な生活環境づくりを積極的に推進するため、地域の実情や住民ニーズに応じた各種の交通基盤や上下水道設備、消防救急施設や保健福祉施設、教育文化施設等の生活環境基盤の整備を積極的に推進する。

立地地域振興計画の基本コンセプト



Ⅲ 基幹的な道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備

1 交通施設及び通信施設の整備の方針

立地地域は、今後、四国と九州を結ぶ新しい国土の大動脈である太平洋新国土軸における四国と九州の人的交流や物流の拠点として発展することが期待されるなど、将来に向けて可能性を秘めている。このため、立地地域と高速道路を結ぶ地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道の整備を促進する。

また、地域内交通網の整備については、立地地域の活性化、均衡ある発展及び地域住民の生活の利便性の向上を図るため、国道を幹線とし、県道及び基幹集落に至る町道等からなる地域内道路ネットワークの整備促進を図る。

交通確保対策については、立地地域自治体や交通事業者との連携のもと、地元住民の生活に必要不可欠な公共交通機関の維持・確保に努める。

交通安全対策については、交通事故の防止や交通の円滑化を図るため、高齢者や障害者が安心して通行できる歩行空間の計画的な整備を図る。

港湾の整備については、四国と九州を最短時間で結ぶ連絡基地として、三崎港の重要性が高まってきているため、その港湾機能の強化を図る。

通信施設の整備については、本格的な高度情報通信ネットワーク社会の到来に対応し、住民生活の質的向上を図り、住民福祉を増進していくため、電気通信事業者が整備する光ファイバーやCATVなど、地域の実情に即した大容量通信回線網の整備を積極的に推進する。

また、情報化を推進するには電気通信施設などハードの整備だけでなく、それを利用したシステムの構築など、ソフトウェアの整備、情報化に速やかに対応して積極的に情報を受発信できる人材の養成や地域住民の情報リテラシー（情報利活用能力）の向上が急務である。

2 基幹的な道路の整備

（１）国道の整備

立地地域には、佐田岬半島を縦断し、立地地域の交通網の骨格となっている国道197号と、保内町を横断する国道378号の2路線がある。保内町内の国道378号は全線改良済みになっているが、国道197号は一部未改良区間が残っているため、引き続き整備を進める。

（２）県道の整備

立地地域における地域間交流を促進し、各地域を活性化させるため県道の道路

網整備を進める。

(3) 市町村道の整備

住民の日常生活に密着している市町村道の整備については、幹線道路を中心に改良を促進する。

3 交通確保対策

地域住民の日常生活に必要不可欠な生活交通の維持・確保を図るため、立地地域自治体や交通事業者と連携を図りながら、地域の実情に即した路線バスの効率的運行やサービスの向上を図る。

4 交通安全対策

立地地域内の道路において、道路交通の円滑化と交通事故の防止を図るため、歩行者や自転車を自動車交通から分離する「歩道」や「自転車歩行者道」の整備を推進する。また、見通しの悪い交差点においては、交通事故を未然防止するため、交差点の改良等、交通安全施設の整備を推進する。

また、実施に当たっては、高齢者や障害者など、誰もが安心して安全に通行できる歩行空間を創出するため、利用者の視点に立ち、バリアフリー化した歩道等の整備を積極的に推進する。

さらに、広域交通体系の整備により交通の円滑化や、立地地域の社会経済情勢の変化による交通事情の変化に的確かつ柔軟に対応できる住民を育成するための交通安全教育を計画的に推進する。

5 港湾の整備

三崎港においては、既存のフェリー岸壁の静穏度を確保するため、防波堤の延伸を進める。また、地域に密着した伊方港等の地方港湾については、地域の特性に応じて、港湾機能の整備を推進する。

6 電気通信施設の整備

本格的な高度情報通信ネットワーク社会に対応し、住民生活の向上、地域産業の振興、情報の地域間格差の是正、行政の効率化・電子化を推進するため、地域における高速・大容量の地域情報通信基盤の整備を促進するとともに、そのネットワー

ク化、広帯域化、双方向サービス化、デジタル化への対応を推進する。

7 情報化の推進

情報化の推進に当たっては、情報通信技術を活用した住民生活の向上に資するシステムの導入や地域情報の発信の促進など、各種の地域情報化施策を支援するとともに、各種申請の電子化、ワンストップサービスの実現など、電子自治体の構築に向けたシステムや体制を整備する。

また、高齢者や中小企業者など、幅広い視野から地域全体の情報リテラシーの向上を図る。

IV 農林水産業、商工業その他の産業の振興

1 産業振興の方針

経済分野における国際競争の激化やIT化の急速な進展、少子高齢化社会の進行、地球規模での環境問題の深刻化等に加え、長引く景気の低迷などにより、立地地域の産業経済を取り巻く環境は大きく変化するとともに、さらに厳しさを増している。

このような状況の中で、立地地域の産業の活性化や高度化、自立的で持続的な成長を図るため、地域の特性を生かしながら、地域の実情にあった創造性と活力ある産業を育成するとともに、これまでに蓄積された産業・技術集積を生かした産業活動が展開できるよう支援体制の整備、充実を図る。

農業については、県民が一体となった「魅力と活力に満ちた農業・農村」の創造のため、地域特性を生かした魅力と競争力のある農業の展開、活力と潤いに満ちた農村の形成、中山間地域の振興による豊かで多彩な県土づくりを基本に、農業・農村の持続的な発展をめざす。

林業については、「県民参加による新たな“えひめの森林・林業”の創造」を基本理念とし、めぐみ豊かな「えひめの森林」の創造、活力ある「えひめの森林人」の育成、個性を生かした「循環型えひめ流域林業社会」の構築の3つの基本方向に基づき、森林・林業・木材産業の活性化を図る。

水産業については、「調和と持続・21世紀水産えひめの創造」を基本理念とし、漁船漁業の持続的な生産体制の確立、持続的で効率的な養殖生産体制の確立、競争力のある流通加工体制の構築、快適で活力と潤いのある漁村の形成、活力と競争力のある生産者集団の形成、豊かで美しい海や川の環境の保全を基本に、漁業・漁村の持続的な発展をめざす。

商工業については、「新事業の創出」と「既存産業の高付加価値化・高度化」を産業振興の施策目標とし、情報や福祉分野等における新事業の育成、中小企業のマーケティング支援、産業人材の育成、企業の立地促進、地場産業の活性化、商業・観光の振興等を図る。

2 農林水産業の振興

(1) 農業

明日の農業を担う経営体の育成と多様な担い手の確保、地域農業を支える営農システムの構築、創意工夫を生かした高品質・低コスト生産、多様な流通販売戦略の展開、銘柄産地の形成やブランドの確立等を図る。

また、これらの取組みを支援するため、優良農地の確保・保全、農道やかんがい施設等農業基盤の整備、農業新技術の研究・開発及びそれらの体制整備を図る。

さらには、農村の定住環境の整備や多様な就業機会の創出、多彩な交流活動の展開による農村の活性化を推進するとともに、資源循環型農業など、環境に調和した農業の推進と農業・農村の公益的機能の維持・増進を図る。

(2) 林業

森林の有する多面的機能を発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林作業の実施による健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、従事者の確保育成を積極的に推進する。

また、森林資源を生かした産業の振興による就業機会の創出や所得の確保、あるいは、森林空間利用施設の設置など、都市住民との交流拠点の整備や生活環境の整備によって、地域の活性化を図る。

(3) 水産業

立地地域の水産業を取り巻く情勢が非常に厳しくなっている中で、「豊かで美しい海の環境の保全」「豊かで食生活を支える持続的な生産体制の確立」「競争力のある流通加工体制の構築」「快適で活力のある漁村社会の構築」を目標とした施策を積極的に展開する。

このため、生態系に配慮した豊かな海づくりや持続的な水産資源の利用体制の整備、消費者ニーズに応える産地流通加工体制の整備などを図るとともに、漁港や漁村の良好な自然環境を生かし、県民に親しまれ、都市地域との交流を図ることを目的として、潤いと魅力あふれる漁港漁村の整備を推進する。

3 農道、林道及び漁港関連道の整備

(1) 農道

農道の整備は、高生産性農業の促進、農業の近代化・効率化に欠くことのできないものである。

温暖な気候と段々畑により、全国有数の高品質かんきつ生産地帯を形成してい

る立地地域においては、農作業の効率化と農産物輸送の合理化が図られるよう、主要な農道を自然や景観に配慮しながら計画的に整備する。

(2) 林道

林道及び作業道は、森林施業と管理運営を適正かつ効率的に展開していく上で、欠くことの出来ない施設であるとともに、地域住民のアクセスや森林空間の総合的な利用の推進としても重要な役割を果たしている。

このため、林道及び作業道の整備を計画的に進める。

(3) 漁港関連道

漁港や漁村の良好な自然環境を生かし、県民に親しまれ、都市地域との交流を図るものとなるよう、潤いと魅力あふれる漁港漁村の整備を促進するとともに、漁獲物や漁業用資材等を円滑に輸送できるよう漁港関連道の整備を推進する。

4 地場産業の振興

食品加工業や縫製業等、地場産業の振興は、立地地域における就業機会の創出と地域経済活性化のために重要である。

このため、設備の近代化や経営の革新を進めるとともに、新技術・新商品の開発・研究・指導やデザイン力・企画力の向上など、ソフト面の高度化に取組み、地場産業の高付加価値化と地域ブランド化を促進する。

5 企業の誘致対策

企業誘致は、若年層の立地地域外へ流出を防ぐとともに、Uターン希望者に対する雇用の場の提供につながることから、低迷する地域経済の活性化に極めて有効な手段である。

このため、県や地元自治体の企業誘致に係る優遇制度の活用、きめ細かい誘致活動や地元教育機関と連携した優秀な人材の確保などにより、地域の実情に応じた企業や高度な技術を有する魅力ある企業の積極的な誘致を推進する。また、他地域に比べ、遅れている工業用地の造成のほか、交通基盤や情報通信基盤の整備など、産業基盤の整備を図り、企業立地環境の整備を積極的に推進する。

6 起業の促進

本県においては、低迷する県内産業の活性化を図るためには、その担い手となる

ベンチャー企業等の育成・発掘や、既存企業の新分野展開等により、新事業の創出を促進していくことが、緊急の課題となっている。

このため、立地地域においても、新規創業気運を醸成するとともに、起業家の育成、創造的研究開発の支援など、中小企業等の創業・経営革新等に対する支援の充実を図る意味から、立地地域の創業予定者や経営革新等の課題を有する企業が気軽に相談できる身近な支援拠点として、立地地域近隣の大洲市に大洲中小企業支援センターを設置しているが、同センターを中心に（財）えひめ産業振興財団、公設試験研究機関、金融機関等、県内の産業支援機関が連携を強化しながら、立地地域において、中小企業等の成長段階や発展方向に応じた総合的で、極め細やかな支援を行う。

7 商業の振興

立地地域は農山漁業の第一次産業の比率が高いうえ、地域の人口減少や高齢化の進行などがみられるため、農林漁業団体の産直ショップ、地元特産品開発など地場産業との連携強化、移動販売、御用聞きシステム、電話・ファックスによる注文と宅配サービスなどによる生活利便性の提供、原子力発電所PR施設や風力発電PR施設などの観光資源と連携した商業拠点の整備を計画的に推進する。

V 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

立地地域は、自然的条件による制約に加えて、若者の減少と高齢者の増加など、家庭環境、社会環境について、他の地域との格差が広がっており、今後、若年層の定住化を図るためにも、地域住民のニーズにあった生活が営める魅力ある定住環境づくりが求められている。

このため、快適でうるおいのある生活に必要な上下水道の整備を積極的に推進する。上水道については、水資源の計画的な利用と良質な水質保全に努める。また、下水道については、生活環境の改善、公共用水域における水質保全を図るために、地域住民のニーズや地域の実情に応じた整備を促進する。

さらに、近年、環境面から問題になっているごみ処理施設については、「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき施設整備を推進する。

2 簡易水道施設、下水道施設の整備

水道は公衆衛生の向上、生活環境の改善に多大な貢献をし、住民が生活していく上でなくてはならない施設であるとともに、産業経済の基盤施設ともなっている。このため、安全で、快適に使える水道水の安定的供給、負担の公平化などの社会的要請に応えた水資源の計画的、効率的な利用、水道未普及地域の解消に努め、生活用水の安定的な供給に一層の努力を払うとともに、広域的な水道整備を積極的に推進し、経営の合理化、管理体制の強化に努める。

また、立地地域は小さな集落が海岸線に沿って点在している特徴があることから、下水道施設整備に当たっては、いくつかの地区を集約して施設整備を図る必要があるが、市街地や一定規模以上の集客密集地域については、「愛媛県全県域下水道化基本構想」に基づき、公共下水道及び特定環境保全公共下水道による効率的、計画的な整備促進を図る。

3 廃棄物処理施設の整備

ごみ焼却施設については、原則として処理能力100トン／日以上の中連続燃焼の大規模施設に集約化を図る。また、最終処分場は、焼却残渣の溶解固化等により、埋立物の減量化・無害化を図るとともに、より高度な機能を有し、環境保全に十分配慮した管理型処分場として広域的に整備する。

VI 高齢者の福祉その他の福祉の増進

1 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針

超高齢、少子の21世紀を迎えたが、「高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる社会づくり」をめざし、元気な高齢者づくりや自立を促す体制づくりを推進するとともに、介護サービスの円滑な推進を図る。

児童福祉では、子どもを健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり、子育てと仕事の両立支援、子育てに伴う負担の軽減など、多様な子育て支援への取組みを進める。

また、障害を持つ人も持たない人も、共に歩む地域づくりをめざして、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

2 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

高齢化に伴い、本県においても、がんや心疾患、脳血管疾患など、生活習慣病の割合が増加し、要介護状態になる人も増大している。これらを予防するために、生活習慣病を早期発見するための健康度測定や栄養改善指導などにより生活習慣病予防に取り組むとともに、啓発事業の実施などにより1次予防意識の喚起に努める。

また、元気な高齢者の社会参加の促進や生きがい対策の推進に努めるとともに、健やかで自立した生活がおくれるよう各種施設を整備するほか、地域の実情に対応した地域で支え合う福祉サービス供給体制の構築を図る。

さらに、介護サービスの円滑な推進を図るため、介護保健施設の計画的な整備、在宅介護サービス供給体制の広域化やマンパワーの育成、活用を積極的に進める。

3 児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てることのできる家庭や地域づくりのために、子育て支援に関する住民の意識の高揚を図るとともに、育児不安の解消や虐待予防を図るための取り組みや生涯を通じた女性の健康支援、不妊相談の充実に努める。また、乳幼児医療費の軽減、小児救急医療体制や療育システムの整備、仕事と子育ての両立を支援するため、多様なニーズに応える保育体制の確立を推進する。

また、障害者福祉については、障害者が住み慣れた地域社会で自立できるよう支援し、地域の実情にあわせ、障害者が社会参加できる体制づくりや各種サービスの供給に努めるとともに、各種施設のバリアフリー化を進めるなど、人にやさしいま

ちづくりの整備を進める。

立地地域における住民の保健・福祉の向上を図るため、住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、保健所による保健医療情報システムの確立など、母子並びに高齢者保健福祉対策等の強化に努める。

また、感染症、結核、エイズ、食中毒などの健康危機への対策として、管理の拠点となる保健所の検査体制の強化を図るとともに、地域住民の生活環境対策の推進として、HACCPシステム導入促進など食品の安全性確保、生活環境の衛生管理体制の強化等を総合的に推進する。

Ⅶ 防災及び国土の保全に係る施設の整備

1 防災の方針

県民の生命や財産を自然災害から守り、安全な暮らしを支え、災害に強い県土づくりを推進することは、自治体の責務である。

県は、「愛媛県地域防災計画」に基づき、県、市町村、指定地方行政機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、県土及び県民の生命、身体、財産を災害から守るため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

特に、大規模な事故・災害に迅速かつ的確に対応するため、県職員の危機管理意識を徹底するとともに、被害を想定した組織の確立など事前の防止対策を行い、危機管理体制の充実・強化に取り組んでいく。

また、原子力防災については、原子力発電所の安全対策の充実を促進するとともに、「愛媛県原子力防災計画（愛媛県地域防災計画原子力災害対策編）」（以下「原子力防災計画」という。）に基づき、防災関係機関の協力により、原子力防災機能の充実を図ることとしている。

2 国土保全の方針

立地地域は、地形が急峻で地質も一帯が脆弱な三波川変成岩類に属していることから、土石流や崩壊、地すべりなどの発生が懸念されるため、砂防や地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業を積極的に推進し、災害の防止に努める。

また、当地域は、瀬戸内海と宇和海に面しているばかりでなく、台風の常襲地帯でもあり、洪水や高潮、波浪による被害を受けやすい状況であるため、河川改修による治水機能の強化、海岸保全施設の整備を図る。

3 消防救急施設

災害の複雑多様化に対応し、効果的な消防活動を確保するため、消防施設・設備のより一層の充実を図る。特に、高規格救急自動車の整備促進及び救急救命士の計画的養成により救急業務の高度化を図るとともに、消防緊急通信指令施設の整備等による通信体制の強化を図る。

また、消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の整備を促進し、河川等の自然水利とあわせて消防水利の充実を図る。

さらに、複雑多様化、高度化する消防需要に対応し、住民の期待と信頼に応えら

れる高度なサービスを提供できるよう、小規模な消防本部の広域再編等、消防の対応力強化を図る。

4 治山・治水対策

土砂災害から貴重な人命・財産を守るためには、今後とも土砂災害防止施設を重点的・効率的に整備する必要がある。特に、費用対効果の大きい土砂災害対策重点整備箇所（危険度Aランク：保全人家30戸以上）や、自力で避難が困難な人々が利用する幼稚園や福祉施設の存在する箇所、広域的な幹線道路地域の諸活動を支える生活道路などの重要な交通インフラが存在する箇所を優先的に整備する。

また、台風、集中豪雨等による洪水を防御し、立地地域住民の安全を確保するため、治水事業長期計画等に基づき、計画的かつ効果的な河川整備を推進する。

さらに、山地災害の防止、水源かん養等を図るため第九次治山事業七箇年計画に基づき緊急かつ計画的に治山対策を推進する。

5 原子力地域防災の増強に資する諸措置の整備

（1）原子力地域防災増強の基本方針

平成11年9月の東海村臨界事故を受け、同年12月に制定された原子力災害対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、事業者等が、その有する全機能を発揮して、必要な体制を確立するとともに、国が中心となった原子力防災対策を効果的に推進するため、県の原子力防災計画を改訂した。

この計画では、放射線の外部への放出度合いに応じた、国、県などの役割の明確化のほか、原子力防災対策を一元的に実施するためのオフサイトセンターの整備や防災業務計画の作成など、原子力事業者の防災体制の強化等が新規項目として追加されており、引き続き、原子力防災の万全な体制を確立するため、法の趣旨等に基づき、原子力防災機能の一層の増強を図っていく。

（2）原子力地域防災の増強の内容

① 法第7条に関する方針について

法第7条に基づく特例措置を受ける事業については、各関係省庁の告示・事務連絡等に基づき、主に「避難等体制の整備」、「緊急輸送活動体制等の整備」、「救急、救助、消火及び防災活動体制の整備」の観点から防災増強を推進することとする。

ア 避難等体制の整備

コンクリート屋内退避は、原則として、重点町災害対策本部長が指定するコンクリート建屋内に退避するものとし、重点町災害対策本部長は、コンクリート屋内退避を実施するコンクリート建屋を指定した時は、職員を派遣して避難住民等の保護にあたる。また、重点町や消防機関、県警察等の避難誘導者は、円滑な避難が行えるよう適宜指導する必要がある。

このため、地域の実態に応じて、原子力防災計画に定める避難者収容施設や避難に必要な諸施設の整備を計画的に行う。

イ 緊急輸送活動体制等の整備

原子力防災計画に定める緊急輸送が迅速かつ的確に実施できるようにするため、防災上重要な施設を結ぶ道路などの輸送施設や輸送拠点などの整備を行い、円滑な輸送体制を確立する。

ウ 救急、救助、消火及び防災活動体制の整備

原子力防災計画に定める原子力災害に適切に対処するため、救急、救助、消火及び防災活動体制の整備を図り、立地地域の防災機能を高める。

②各種施設整備について

ア 道路

道路の整備に当たっては、原子力防災計画（資料編）に記載された道路又はその道路と連絡する原子力災害に備えて整備を必要とする道路であって、国土交通省告示第1203号の基準に基づき、原子力災害が発生した場合において、立地地域の円滑な避難又は緊急輸送体制の確立に資する基幹的な道路の新設又は改良とする。

イ 港湾

港湾の整備に当たっては、原子力防災計画（資料編）に記載された港湾であって、国土交通省告示第1203号の基準に基づく施設については、原子力災害が発生した場合において、緊急輸送体制の確立に資する水域施設等の建設又は改良の工事とする。

ウ 漁港

漁港の整備に当たっては、原子力防災計画（資料編）に記載された漁港であって、農林水産省告示第919号の基準に基づき、原子力災害が発生した場合において、

立地地域の円滑な避難又は緊急輸送体制の確立に資する基本施設及び輸送施設の修築事業とする。

エ 消防用施設

消防用施設の整備に当たっては、立地地域内の施設であって、総務省告示第673号の基準に基づき、原子力災害の発生又は拡大の防止に資する消防施設、防災行政無線設備、その他消防の用に供する施設及び設備の整備とする。

オ 義務教育施設

義務教育施設の整備に当たっては、原子力防災計画（資料編）において避難施設として記載された施設又は立地地域内の施設であって、平成13年9月3日付け13文科初第579号の文部科学大臣決定の基準に基づき、原子力災害が発生した場合において、立地地域の円滑な避難の確保に資する立地地域における義務教育施設の新築、増築又は改築並びに木造以外の校舎の補強とする。

Ⅶ 教育及び科学技術の振興

1 教育の振興の方針

教育については、人や文化が明るく伸び伸びと躍動する「愛媛」を創るため、誰もが、いつでも、どこでも主体的に学ぶことができる多様な学習機会の創出や提供に努めるとともに、学習成果を社会に生かすことができる仕組づくりを推進し、心豊かな生涯学習社会の形成を目指す。

また、家庭や地域における教育力の向上を図り、学校・家庭・地域社会が連携・協力して、次代を担う青少年の健やかな成長を支援するとともに、子どもたちが、伸び伸びと活動できる教育環境の中で、生きる力を育む学校教育の推進を図る。

さらに、個性豊かな地域文化の創造、「スポーツ立県」の実現、人権・同和教育の推進、高度情報化社会に対応できる人づくりにも取り組む。

2 公立小中学校等教育施設の整備

公立小中学校等教育施設については、教育内容・教育方法等の変化に対応して、高機能かつ多機能な学習環境を確保し、さらに、今後の学校教育の進展や情報化の進展等に対応できる柔軟な整備を図る。

また、児童等の学習及び生活のための空間として、児童の健康と安全を十分に確保することはもちろん、豊かな人間性を育む、文化的な環境づくりを通して、魅力に富み、快適で豊かな施設環境を確保するための整備を進める。

さらに、地域住民にとって、最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するため、施設のバリアフリー化を図りつつ、かつ、風雨災害、地震災害、原子力災害など、災害時における避難施設としての役割を果たすことができる地域の防災拠点として整備を図る。

3 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

地域住民の様々な学習活動や子どもの体験活動の充実を図るため、これらの活動拠点として、集会施設、体育施設、社会教育施設等の機能強化を図る。

4 科学技術の振興の方針

平成13年3月に策定した「愛媛県科学技術振興指針」に基づき、自然との共生の中で、経済的な充足と精神的な安定や安心感を持って暮らせる地域社会の実現を基

本目標に、「環境と人にやさしい科学技術」や、地域の経済・雇用を支えるための「地域産業を支える科学技術」の振興を図る。

科学技術を担う人づくりのために、子どもや青少年に対する科学技術教育の充実や県民の科学技術への関心と参加意識を高めるとともに、研究者や技術者、コーディネーター等、科学技術の担い手の育成・確保と、それを支える風土づくりを進める。

また、科学技術振興の基盤づくりのために、県立試験研究機関や大学等高等教育機関のソフト・ハード両面からの機能の充実や、企業の研究開発の支援に取り組むとともに、地域特性に応じた研究・技術開発機能の強化を通じて、新産業や新技術等の研究技術開発を活性化させる基盤づくりを進める。

さらに、科学技術ネットワークづくりのために、企業・高等教育機関・自治体相互の連携・交流活動の活性化を図るとともに、県外や海外の研究機関等との交流を促進して、科学技術活動を支える人と情報の重層的なネットワークづくりを進める。

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

I 交通施設及び通信施設の整備

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内の事業費 (単位: 百万円)	所轄官庁
1	一般国道197号(名坂道路) 道路改良事業	道路改良 L=2,300m		保内町～八幡 浜市	愛媛県	H9～H18	13,605	国土交通省
2	一般国道197号(三崎拡幅) 道路改良事業	道路改良 L=460m	*	三崎町	愛媛県	未定	未定	国土交通省
3	一般県道鳥井喜木津線道路改良 事業	道路改良 L=4,800m		保内町～三崎 町	愛媛県	H14～H22	3,300	国土交通省
4	一般県道佐田岬三崎線道路改良 事業	道路改良 L=250m		三崎町	愛媛県	H14～H22	250	国土交通省
5	一般県道三机港線道路改良事業	道路改良 L=900m		瀬戸町	愛媛県	H14～H20	500	国土交通省
6	町道ミノコシ正野谷線道路改良 事業	道路改良 L=870m		三崎町正野	愛媛県	H9～H16	450	国土交通省
7	一般国道197号交通安全施設等 整備事業	歩道整備 L=1,800m W=2.5m		伊方町河内～ 湊浦	愛媛県	H10～H15	370	国土交通省
8	町道磯崎喜木津線道路改良事業	道路改良 L=700m		保内町磯崎	保内町	H14～H15	80	国土交通省

9	町道西之河内舟来谷線道路改良事業	道路改良 L=200m		保内町宮内	保内町	H16～H18	150	国土交通省
10	町道湊浦伊方越線道路改良事業	道路改良 L=1,805m		伊方町湊浦～伊方越	伊方町	H6～H17	1,560	国土交通省
11	伊方港改修（地方）事業	物揚場 L=120m 道路 L=140m		伊方町湊浦	伊方町	H10～H15	95	国土交通省
12	三崎港改修（地方）事業	防波堤 L=50m		三崎町三崎	愛媛県	H9～H18	314	国土交通省

（注）「特例措置の適用」欄の＊印の事業については、事業採択時に最終的に判断する。

Ⅱ 農林水産業、商工業その他の産業の振興

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施個所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内の事業費 (単位:百万円)	所轄官庁
1	畑地帯総合整備事業	農道 L=1,000m 排水路 L=500m 付帯施設 一式		保内町里	愛媛県	H18~H21	300	農林水産省
2	中山間地域総合整備事業 (佐田岬半島東地区)	排水路 L=630m 農道 L=2,760m 活性化施設 n=1 交流基盤 n=1 生態系保全施設 n=1		保内町	愛媛県	H14~H20	1,165	農林水産省
3	中山間地域総合整備事業 (佐田岬半島西地区)	農道 L=3,570m 集落道 L=2,350m 農村公園 n=1 市民農園 n=2		伊方町 瀬戸町 三崎町	愛媛県	H12~H18	2,444	農林水産省
4	畑地帯総合整備事業	畑地かんがい施設 A=51ha		保内町川之石 伊方町灘	愛媛県	H16~H19	65	農林水産省
5	基盤整備促進事業	畑地かんがい施設 A=26ha		伊方町町見	伊方町	H19~H23	208	農林水産省
6	基盤整備促進事業	畑地かんがい施設 A=26ha		伊方町町見	伊方町	H19~H23	207	農林水産省
7	基盤整備促進事業	畑地かんがい施設 A=20ha		伊方町湊	伊方町	H19~H23	163	農林水産省

8	基盤整備促進事業	畑地かんがい施設 A=25ha		伊方町湊	伊方町	H19～H23	200	農林水産省
9	基盤整備促進事業	農道 L=870m 排水路 L=120m		伊方町畑	伊方町	H17～H22	348	農林水産省
10	基盤整備促進事業	農道 L=750m 排水路 L=160m		伊方町古屋敷	伊方町	H16～H20	300	農林水産省
11	基盤整備促進事業	水路 L=140m		瀬戸町塩成	瀬戸町	H16	30	農林水産省
12	畑地帯総合整備事業	畑地かんがい施設 A=386ha 農道 L=1,419m		三崎町	愛媛県	H元～H18	1,035	農林水産省
13	畑地帯総合整備事業	畑地かんがい施設 A=104ha 農道 L=3,906m		三崎町	愛媛県	H元～H14	10	農林水産省
14	漁業集落環境整備事業 (喜木津漁港)	漁業集落道 L=35.6m		保内町喜木津	保内町	H10～H14	46	水産庁
15	地域水産物供給基盤整備事業 (田之浦漁港)	防波堤 (新設) L=60m 防波堤 (改良) L=22m 護岸 (新設) L=85m -2.5m物揚場 (新設) L=85m -1.5m物揚場 (新設) L=35m -2.5m泊地 A=1,750 m ²	○ 一部 一部 一部	伊方町田之浦	伊方町	H13～H17	700	水産庁

		道路(新設) L=270m 船揚場(改良) L=30m 蓄養岸壁(新設) L=35m 埋立 A=4,480 m ²	一部					
16	漁港漁村総合整備統合補助事業 (鳥津漁港)	物揚場 L=20m 道 路 L=240m 緑地・広場施設 A=2,590 m ² 漁業集落道 L=300m		伊方町鳥津	伊方町	H7~H15	202.3	水産庁
17	漁港漁場機能高度化事業 (塩成漁港)	西防波堤(改良) L=110m		瀬戸町塩成	瀬戸町	H13~H15	200	水産庁
18	漁港漁場機能高度化事業 (四ツ浜(川之浜)漁港)	物揚場 L=80m 泊 地 A=6,000 m ² 道 路 L=80m		瀬戸町川之浜	瀬戸町	H13~H14	120	水産庁
19	広域漁港整備事業 (佐田岬漁港)	第1防波堤(新設) L=80m 第1防波堤(改良) L=106m		三崎町串・正野	愛媛県	H13~H22	1,000	水産庁
20	ふるさと林道緊急整備事業	林道開設 L=1,650m W=5.0m		保内町宮内	愛媛県	H10~H14	206	林野庁

Ⅲ 生活環境の整備

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内の事業費 (単位:百万円)	所轄官庁
1	農業集落排水事業	集落処理 35 戸		保内町鼓尾	保内町	H19～H22	200	農林水産省
2	保内町公共下水道事業	計画人口 11,000 人 計画面積 A=236ha 計画汚水量 7,600m ³ /日		保内町	保内町	H11～H30	7,000	国土交通省
3	保内町都市下水路事業	集水面積 A=64ha		保内町宮内	保内町	H4～H18	2,000	国土交通省
4	農業集落排水事業	集落処理 47 戸		伊方町亀浦	伊方町	H17～H20	220	農林水産省
5	農業集落排水事業	集落処理 39 戸		伊方町伊方越	伊方町	H19～H22	220	農林水産省
6	伊方町特定環境保全公共下水道事業	計画人口 4,200 人 計画面積 A=70ha 計画汚水量 2,000m ³ /日		伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、河内、小中浦、中浦、川永田	伊方町	H14～H22	4,581	国土交通省
7	漁業集落環境整備事業 (田之浦漁港)	漁業集落道 L=700m 集落排水管 L=1,543m 緑地・広場施設A=2,300 m ²		伊方町田之浦	伊方町	H9～H17	730	水産庁

IV 高齢者の福祉その他の福祉の増進

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施個所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内の事業費 (単位:百万円)	所轄官庁
1	町見老人サービスセンター 整備事業	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 A=587.60 m ²		伊方町九町	伊方町	H14	268	厚生労働省

V 防災及び国土保全に係る施設の整備

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施個所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内の事業費 (単位:百万円)	所轄官庁
1	消防防災施設等整備事業	消防団詰所 2棟 鉄筋コンクリート2階建 A=44 m ²		伊方町仁田之 浜、小中浦	伊方町	H14	24	消防庁
2	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 1台	○	伊方町九町	伊方町	H15	18	消防庁
3	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 1台	○	伊方町湊浦	伊方町	H17	18	消防庁
4	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 1台	○	伊方町加周	伊方町	H22	18	消防庁
5	消防防災施設等整備事業	防災行政無線施設整備 デジタル化(同報系)	○	伊方町全域	伊方町	H21	360	消防庁
6	農地保全事業(川之石地区)	承兼道 L=4,000m 水路 L=4,000m		保内町川之石	愛媛県	H3~H14	250	農林水産省
7	地すべり対策事業(広早西前2 期地区)	排水路 L=300m 排水ボーリング L=700m 抑止工 一式		保内町広早	愛媛県	H12~H17	150	農林水産省

8	地すべり対策事業（西之河内南地区）	排水路 L=1,900m 排水ボーリング L=600m		保内町西之河内	愛媛県	H19～H23	90	農林水産省
9	地すべり対策事業（南山地区）	排水路 L=3,500m 排水ボーリング L=600m		保内町南山	愛媛県	H18～H22	250	農林水産省
10	地すべり対策事業（楠町南地区）	排水路 L=200m 排水ボーリング L=700m		保内町楠町	愛媛県	H17～H21	150	農林水産省
11	両家地区地すべり対策事業	集水井工 N=3基 横ボーリング L=11,310m 水路工 L=180m		保内町宮内	愛媛県	S58～H15	552	国土交通省
12	枇杷谷地区地すべり対策事業	抑止杭工 N=344本 横ボーリング L=6,213m 水路工 L=200m		保内町宮内	愛媛県	H12～H21	780	国土交通省
13	枇杷谷川通常砂防事業	護岸工 L=260m		保内町宮内	愛媛県	H13～H15	300	国土交通省
14	西町地区急傾斜地崩壊対策事業	擁壁工 L=80m		保内町川之石	愛媛県	H14～H15	70	国土交通省
15	宮の上地区急傾斜地崩壊対策事業	擁壁工 L=200m		保内町喜木津	愛媛県	未定	80	国土交通省
16	雨井地区地すべり対策事業	集水井工 N=2基 横ボーリング L=1,700m 水路工 L=500m		保内町川之石	愛媛県	未定	200	国土交通省

17	復旧治山事業	谷止工 4個 床固工 3個 流路工 一式		保内町宮内	愛媛県	H12～H16	214	林野庁
18	農地保全事業（灘地区）	承兼道 L=1,200m 水路 L=15,300m		伊方町灘	愛媛県	H5～H15	205	農林水産省
19	海岸保全施設整備事業（オノウラ地区）	護岸工 L=400m		伊方町オノウラ	愛媛県	H5～H14	38	農林水産省
20	大成地区急傾斜地崩壊対策事業	擁壁工 L=200m		伊方町二見	愛媛県	H10～H14	161	国土交通省
21	地すべり対策事業（足成南地区）	排水路 L=500m 排水ボーリング L=2,000m 擁壁工 一式		瀬戸町足成	愛媛県	H17～H21	600	農林水産省
22	大江地区地すべり対策事業	集水井工 N=2基 横ボーリング L=390m 水路工 L=200m		瀬戸町大江	愛媛県	H12～H16	100	国土交通省
23	ニシワキ地区急傾斜地崩壊対策事業	擁壁工 L=260m		瀬戸町川之浜	愛媛県	H12～H15	160	国土交通省
24	西上B地区急傾斜地崩壊対策事業	擁壁工 L=100m		瀬戸町塩成	愛媛県	H13～H15	70	国土交通省
25	ハトノクチ地区急傾斜地崩壊対策事業	擁壁工 L=100m		瀬戸町田部	愛媛県	未定	100	国土交通省

26	復旧治山事業	山腹工 $A=3,000 \text{ m}^2$ ボーリング暗渠工 18 本 $L=540\text{m}$		瀬戸町塩成	愛媛県	H14~H17	297	林野庁
27	地すべり対策事業（黒瀨 2 期地区）	排水路 $L=500\text{m}$ 抑止工 一式		三崎町黒瀨	愛媛県	H17~H21	150	農林水産省
28	地すべり対策事業（名取西 2 期地区）	排水路 $L=500\text{m}$ 抑止工 一式		三崎町名取	愛媛県	H18~H22	150	農林水産省
29	地すべり対策事業（釜木地区）	排水路 $L=1,000\text{m}$ 排水ボーリング $L=1,100\text{m}$ 抑止工 一式		三崎町釜木	愛媛県	H12~H17	150	農林水産省
30	海岸保全施設整備事業（釜木東地区）	護岸工 $L=400\text{m}$		三崎町釜木	愛媛県	H元~H15	135	農林水産省
31	名取地区地すべり対策事業	アンカー工 $N=36$ 本 横ボーリング $L=6,060\text{m}$		三崎町名取	愛媛県	S63~H15	401	国土交通省
32	平磯地区地すべり対策事業	集水井工 $N=2$ 基 横ボーリング $L=300\text{m}$		三崎町平磯	愛媛県	H11~H16	100	国土交通省
33	大西地区急傾斜地崩壊対策事業	擁壁工 $L=130\text{m}$		三崎町三崎	愛媛県	H12~H14	115	国土交通省
34	三崎 E 地区急傾斜地崩壊対策事業	擁壁工 $L=350\text{m}$		三崎町三崎	愛媛県	未定	200	国土交通省

35	統合二級河川整備事業	三崎大川改修 L=845m		三崎町	愛媛県	H5～H18	589	国土交通省
36	海岸保全施設整備事業（高潮） （田之浦漁港）	離岸堤 L=280m 護岸 L=213m		伊方町田之浦	伊方町	H6～H15	240	水産庁
37	海岸保全施設整備事業 （四ツ浜（大久）漁港）	離岸堤（3基） L=45m （4基） L=80m 護岸（根固） L=60m		瀬戸町大久	瀬戸町	H14～H16	380	水産庁

VI 教育及び科学技術の振興

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内の事業費 (単位:百万円)	所轄官庁
1	保内中学校校舎地震補強事業及び大規模改造事業	校舎耐震診断・大規模改修 普通教室・管理棟 A=3,576 m ² 特別教室 A=2,109 m ²		保内町川之石	保内町	H16～H17	569	文部科学省
2	宮内小学校体育館地震補強事業及び大規模改造事業	体育館耐震診断・改修 A=947 m ²	○	保内町宮内	保内町	H20	84	文部科学省
3	川之石小学校体育館地震補強事業及び大規模改造事業	体育館耐震診断・改修 A=560 m ²	○	保内町川之石	保内町	H21	51	文部科学省
4	保内中学校体育館地震補強事業及び大規模改造事業	体育館耐震診断・改修 A=1,888 m ²	○	保内町川之石	保内町	H22	170	文部科学省
5	二見小学校プール改築事業	プール A=250 m ²		伊方町二見	伊方町	H15	100	文部科学省